

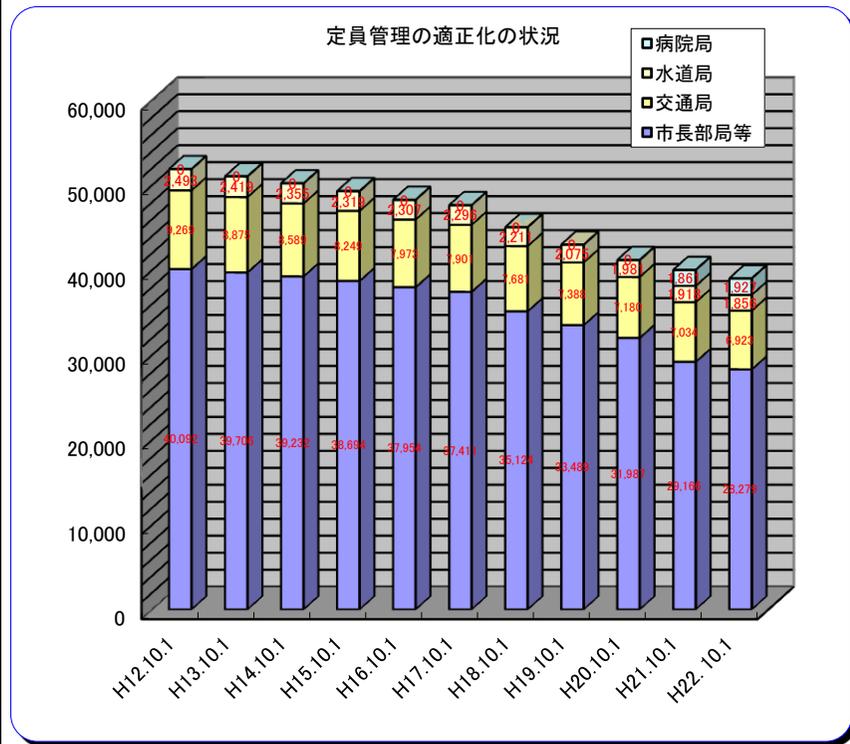
3 定員管理の適正化

(1) 数値目標の基本的考え方

【平成20年度修正】現在直面する財政危機の中、あらゆる経費削減が必要であり、経常経費についても同様、削減が強く求められている。その中で経常経費の約25%を占めている人件費についても大幅な削減が必要であり、今後5年間で、大幅な職員数の削減を行うこととする。
そのため、これまでの業務執行のあり方全般を見直し、業務プロセスの改善、業務の効率化など生産性を向上させることや業務執行の手法を変更することにより、必要な行政サービスを維持する。

(2) 平成22年度4月までの定員管理の数値目標

具体的取組内容・スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
【平成20年度修正】平成18年4月から平成22年4月までの期間、5,000人超の職員数を削減するとともに、市立大学等の地方独立行政法人化により2,000人程度の削減を図り、平成22年度には職員数3万人台を実現する。 (平成17年10月1日現在職員数47,608人)	H18.10.1 45,016人 削減▲2,592	H19.10.1 42,952人 削減▲2,064	H20.10.1 41,148人 削減▲1,804	H21.10.1 39,979人 削減▲1,169人	H22.10.1 38,985人 削減▲994人	職員数について、削減目標額▲7,000人超(3万人台に)に対して、▲8,623人(平成22年10月1日現在)を削減し、目標を上回って達成した。



	市長部局等	交通局	水道局	病院局	合計	対前年比
H12.10.1	40,092	9,269	2,493	—	51,854	—
H13.10.1	39,706	8,875	2,419	—	51,000	▲ 854
H14.10.1	39,232	8,589	2,355	—	50,176	▲ 824
H15.10.1	38,694	8,249	2,319	—	49,262	▲ 914
H16.10.1	37,954	7,973	2,307	—	48,234	▲ 1,028
H17.10.1	37,411	7,901	2,296	—	47,608	▲ 626
H18.10.1	35,124	7,681	2,211	—	45,016	▲ 2,592
H19.10.1	33,489	7,388	2,075	—	42,952	▲ 2,064
H20.10.1	31,987	7,180	1,981	—	41,148	▲ 1,804
H21.10.1	29,166	7,034	1,918	1,861	39,979	▲ 1,169
H22.10.1	28,279	6,923	1,856	1,927	38,985	▲ 994

4 組織機構の再編整備

(1) 中央省庁の枠組みにとらわれずに、基礎自治体として市民の視点に立った地域における総合行政を担う観点から、現在の局組織を政策テーマに着目した組織に再編整備する。

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
①	<p>経営補佐部門の再編</p> <p>市長のトップマネジメントを補佐し、局の枠組みを越えた総合的な政策立案と人材・資産の流動化を強力に推進するため、経営企画監、経営企画室、市長室等を再編し、新たな経営補佐部門を整備する。</p> <p>【平成20年度追加】 市政の総合的な企画・調整部門及び市長の秘書部門を一元化することによりトップマネジメントの補佐機能の充実強化を図るため、経営企画監、経営企画室及び市長室を再編し「政策企画室」を新設し、情報公開を軸とする透明性の高い公正な市政運営の推進及び市政への市民参画・市民協働の全庁的展開を図るため、「情報公開室」を新設するとともに、市政の最重要課題の一つである市政改革を引き続きスピードを緩めることなく強力に推進する体制を強化するため、臨時組織として設置している「市政改革室」の位置づけを経営企画監の所管組織から市長直轄の独立部局に変更する。</p>	<p>平成18年度</p> <hr/> <p>【平成20年度追加】 平成20年度実施予定</p>	<p>【完了】 H18.4 ・市政改革室の設置 ・経営企画室の体制強化</p>					<p>平成18年4月に市政改革を推進し、市民からの信頼に基づく市政運営を確立するため、「市政改革室」を新設した。</p> <p>平成20年4月に市長のトップマネジメントの補佐機能の充実強化を図るため「政策企画室」を、情報公開を軸とする透明性の高い公正な市政運営の推進及び市政への市民参画・市民協働の全庁的展開を図るため「情報公開室」を新設した。また、市政改革を引き続きスピードを緩めることなく強力に推進する体制を強化するため「市政改革室」を市長直轄の独立部局に変更した。</p>
②	<p>財産管理部門の整備</p> <p>財産の取得から運用、処分までを一元的に管理し、局を越えた効率的な財産活用を行うため、財産管理部門の整備に向け取組を進める。</p>	平成19年度実施予定		<p>【完了】 H19.4 ・契約管財局の設置</p>				平成19年4月に全庁的な観点から市有地の有効活用を図るため、土地情報を一元的に管理し、財政状況や公有地活用の必要性に即した処理方針に基づき、各局所管の未利用地等の売却・転活用を促進するとともに、契約事務、不動産取得事務等のより一層の透明化・適正化を図るため、「契約管財局」を新設した。
③	<p>次世代育成部門の整備</p> <p>次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、次世代育成部門の整備に向け取組を進める。</p>	平成19年度実施予定		<p>【完了】 H19.4 ・こども青少年局の設置</p>				平成19年4月に生まれる前から乳幼児期を経て青年期に至るまでの児童及び青少年に関する施策を総合的に推進することにより、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、「こども青少年局」を新設した。
④	<p>環境創造部門の再編</p> <p>まちの環境美化、環境保全等の環境関連施策を一元的に実施し、市民の快適な生活環境を創造するため、環境創造部門の再編に向け取組を進める。</p>	平成19年度実施予定		<p>【完了】 H19.4 ・環境局の設置</p>				平成19年4月にまちの環境美化、環境保全・環境創造、廃棄物の適正処理、循環型社会の形成など、生活環境から地球環境に至るまでの環境に関する施策を総合的に企画立案・実施し、将来の世代にわたって快適で良好な生活環境を引き継ぐため、「環境局」を新設した。

	⑤ まちづくり部門の再編	<p>快適な居住空間と魅力ある都市空間の創出を図るとともに、市民の安心・安全で快適な生活を確保する観点から、まちづくり関係法令に基づく計画立案・規制誘導施策、市街地整備事業や住宅政策などの都市整備機能や、道路・河川・下水道を中心とする都市基盤の整備・管理等の基盤整備機能を充実強化するため、まちづくり部門の再編に向け取組を進める。</p>	平成19年度実施予定		<p>【完了】 H19.4 ・住宅局建築指導部を計画調整局へ移管 ・住宅局を都市整備局へ改組 ・都市環境局下水道部を建設局へ移管</p>	/	<p>平成19年4月に都市計画法及び建築基準法の一体的運用による土地及び建築物の規制・誘導施策の推進、地域の特性に応じたまちづくり事業手法の選択に向けた関係局とのコーディネート・民間とのコラボレーションを通じて、良好で快適な都市空間・居住空間の創造を促進するため、住宅局建築指導部を計画調整局に移管した。 様々な手法を駆使した地域の特性に応じた市街地整備事業と住宅施策を総合的に実施することにより、快適な居住空間・都市空間づくりを推進するため、住宅局を「都市整備局」に再編した。 道路、橋梁、河川、下水道等の重要な都市基盤を適正かつ有機的に管理することにより、良好な都市空間の創造に寄与するため、都市環境局下水道部を建設局に移管した。</p>
--	--------------	---	------------	--	--	---	---

(2)局をまたがる組織について、市民の視点に立った施策、事業展開を図る観点から、局を越えた再編成を行う。

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)		5年間の取組成果
①	文化集客機能の一元化	文化集客関係施設を一元的に管理し、市民に分かりやすい組織とするとともに、文化集客施策の総合的、効果的な推進を図るため、教育委員会が所管している文化集客関係施設をゆとりとみどり振興局に移管する。	平成18年度以降順次		【完了】 H19.4 博物館その他文化施設の管理運営に関する事務を教育委員会からゆとりとみどり振興局に移管	/	平成19年4月に文化施設を一元的に管理し、文化施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、教育委員会の博物館施設の運営企画に関する事務及び市立美術館の運営に関する事務をゆとりとみどり振興局に移管した。		
②	基盤施設管理部門の一元化	<p>港湾計画の改定にあわせて、臨港地区の見直しを行い、臨海部における基盤施設管理部門と市全体の基盤施設管理部門との一元化を図る</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【平成20年度修正】臨海部における基盤施設管理部門と市全体の基盤施設管理部門との一元化を図る</p>	【平成20年度追加】 平成20年度から段階的に実施	一元化に向けた業務移管条件を関係局間で協議	一元化に向けた業務移管条件を関係局間で協議	一元化に向けた業務移管条件を関係局間で協議 条件の整ったものについて段階的に実施	一元化に向けた業務移管条件を関係局間で協議 条件の整ったものについて段階的に実施	港湾局所管の施設(道路・緑地)の一部について、建設局またはゆとりとみどり振興局で段階的に表面的な維持管理を進めていくことが合意され、平成22年度より、緑地の一部の表面管理をゆとりとみどり振興局が実施し、臨港道路の一部の舗装補修工事については建設局が実施した。	

(3) その他、市政改革を推進するため、局・区におけるコンプライアンスをチェックし、大阪市全体の内部コンプライアンスを確保する組織の整備（平成18年度）を行うほか、既存組織の見直し、効果的・効率的な組織の整備を積極的に行っていく。

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
	<p>市政改革を推進するため、局・区におけるコンプライアンスをチェックし、大阪市全体の内部コンプライアンスを確保する組織の整備（平成18年度）を行うほか、既存組織の見直し、効果的・効率的な組織の整備を積極的に行っていく。</p>	<p>平成18年度</p>	<p>【完了】 H18.4 ・総務局に法務監察室を設置</p>				<p>平成18年4月に市政改革を推進するため、局・区におけるコンプライアンスをチェックし、大阪市全体の内部コンプライアンスを確保するため、総務局内に法務監察室を新設した。 平成20年4月に市長のリーダーシップにより職員の違法・不適正行為に対して厳正に対応し、職員のコンプライアンスの一層の徹底を図るため、公正職務に関する事務を法務監察室から情報公開室に移管した。</p>	

5 第三セクターの見直し

(1) 監理団体の統廃合・再編

監理団体の統廃合・再編

- ① 指定管理者制度の導入、民間事業者の成熟など、第三セクターを取り巻く社会経済状況の変化に対応し、また本市の厳しい財政状況のもと、より効率的で質の高い行政サービスの提供を図るため、監理団体改革基本方針及び監理団体評価委員会から提言を受けた『監理団体の統廃合・再編及び委託料の見直し(平成17年9月)』を踏まえ、統廃合・再編、出資の見直し、法人形態の見直し(株式会社への転換)等を行う。当面、平成19年度までの2年間で、現在ある66団体について、統廃合・再編、出資の見直し等により23団体を削減し、その後も不断の見直しを継続していく。

監理団体の見直し方針(平成19年度までに23団体削減 66団体→43団体)

A 公益法人 :▲16団体

1) 解散 ▲6団体	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果				
(財)大阪都市協会	【完了】 H19.3.31解散	/				平成19年3月に解散し、(NPO法人)大阪市コミュニティ協会、(財)大阪市都市工学情報センター、(財)大阪城ホールに事業承継した。				
(財)大阪市勤労福祉文化協会	→→→→					【完了】 H20.3.31解散	/		大阪市立労働会館(アピオ大阪)供用廃止に伴い、平成20年3月に解散した。	
(財)大阪市おとしより健康センター	【完了】 H18.3.31解散					/		/		平成18年3月に解散し、(財)大阪市医療事業振興協会に事業承継した。
(財)IAAF世界陸上2007大阪大会組織委員会	→→→→					【完了】 H20.3.31解散	/		IAAF世界陸上2007大阪大会終了により、平成20年3月に解散した。	
(財)大阪産業廃棄物処理公社	【完了】 H18.3.31解散					/		/		平成18年3月に解散し、(財)大阪市環境事業協会に事業承継した。
(財)大阪港開発技術協会	【完了】 H19.3.31解散					/		/		平成19年3月に解散し、港湾局、(財)大阪港埠頭公社、(社)大阪港振興協会に事業承継した。

2) 統合・再編 ▲7団体 (13団体 → 6団体)	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
(財)大阪市環境保健協会+(財)大阪市医療事業振興協会	→→→→	→→→→	【完了】 (財)大阪市医療事業振興協会については、(財)大阪市環境保健協会に事業移管並びに事業整理ののち解散(H20.10.31)			(財)大阪市医療事業振興協会は、(財)大阪市環境保健協会に事業移管並びに事業整理ののち、平成20年10月に解散した。
(財)大阪市公園協会+(財)大阪市スポーツ振興協会+(財)大阪市体育協会 →1団体へ	【完了】 H18.3.31 (財)大阪市スポーツ振興協会及び(財)大阪市体育協会が解散後、H18.4.1(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会(旧:(財)大阪市公園協会)が事業承継					平成18年4月に(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会に統合した。(3団体→1団体)
(財)大阪市文化財協会+(財)大阪市美術振興協会+(財)大阪科学振興協会 →1団体へ	→→→→	地方独立行政法人化を目指し、関係先と協議	地方独立行政法人化に向けた特区提案及び国への施策要望も、国において継続検討となった。	地方独立行政法人化に向けた対応は困難という国の検討結果を受け、3団体の一元化に向けて検討 (財)大阪科学振興協会は、法人設立の経緯から統合の対象とせず、他の博物館群との連携を強化することとした	【完了】 H22.4.1 (財)大阪市文化財協会と(財)大阪市美術振興協会が統合し、(財)大阪市博物館協会を設立	平成22年4月に(財)大阪市文化財協会と(財)大阪市美術振興協会は(財)大阪市博物館協会に統合した。(財)大阪科学振興協会は、法人設立の経緯から統合の対象とせず、他の博物館群との連携を強化することとした。(3団体→2団体)
(財)大阪市交通事業振興公社+交通サービス(株)+大阪運輸振興(株) →2団体へ	【完了】 H19.3.31 (財)大阪市交通事業振興公社が解散後、H19.4.1に2団体に統合					平成19年4月に(財)大阪市交通事業振興公社は交通サービス(株)に統合した。(3団体→2団体)
(財)大阪市水道事業サービス協会+(財)大阪市水道技術協会	【完了】 H19.3.31 (財)大阪市水道技術協会が解散後、H19.4.1統合 【(財)大阪市水道事業サービス協会は株式会社大阪水道総合サービスへ事業承継後、解散(H20.6.30)】					平成19年4月に(財)大阪市水道技術協会は(財)大阪市水道事業サービス協会に統合した。 平成20年6月に(株)大阪水道総合サービスに事業承継し、株式会社化した。

3) その他 ▲3団体	～18年度	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
(財)大阪市都市型産業振興センター→市の出捐率が20%未満に低下	【完了】 H18.3.31 本市出捐率低下 (14.0%)⇒関連団体へ					平成18年3月に本市出捐率が20%未満に低下し、関連団体になった。
(財)大阪市立大学後援会→公立大学法人(独立行政法人)へ移管	【完了】 H18.4.1 公立大学法人大阪市立大学へ移管					平成18年4月に公立大学法人(独立行政法人)へ移管した。
(財)大阪市立大学医学振興協会→公立大学法人(独立行政法人)への移管手続きの中で解散	【完了】 H19.3.31 (財)大阪市立大学後援会へ事業移管後、解散					平成19年3月に(財)大阪市立大学後援会へ事業移管後、解散した。

B 株式会社 :▲7団体

1) 解散 ▲2団体	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度	5年間の取組成果
(株)大阪キャッスルホテル	→→→→	【完了】 H19.11.26裁判所において破産手続の開始決定				民間企業へ事業譲渡後、平成19年11月に裁判所において破産手続の開始決定を受け、解散した。
大阪港スポーツアイランド(株)	【完了】 H18.3.31解散					指定管理者制度の導入に合わせて、平成18年3月解散した。
2) 資本的関与の見直し等 ▲5団体	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
(株)大阪マーチャンダイズ・マート	関係先との協議	関係先との協議 売却に向けた株式評価	資本的関与の見直しを検討することとした。	→→→→	【完了】 平成23年度自立化による監理のあり方の見直しの方向性を決定	本市からの派遣職員及び補助金等や競争性のない随意契約がないため、平成23年度自立化による監理のあり方の見直しの方向性を決定した。
大阪港振興(株)	【完了】 H18.3.6株式譲渡					平成18年3月にTOBにより全株式を民間企業に譲渡した。
大阪港埠頭ターミナル(株)	→→→→	サイロ施設等あり方検討 課題整理	サイロ施設等売却に向けた準備	サイロ施設等の売却に向けた調整、協議	【完了】 平成23年度のサイロ施設の売却後、港湾局所管外郭団体の持株会社化を視野に入れ、本市所有株式の売却を検討する方向性を決定	平成23年度のサイロ施設の売却後、港湾局所管外郭団体の持株会社化を視野に入れ、本市所有株式の売却を検討する方向性を決定した。
大阪港木材倉庫(株)	→→→→	関係先との協議	資本的・人的関与の見直しを検討することとした。	→→→→	【完了】 港湾局所管外郭団体の持株会社化を視野に入れ、本市の所有株式の売却による資本的関与の見直しを検討する方向性を決定	港湾局所管外郭団体の持株会社化を視野に入れ、本市の所有株式の売却による資本的関与の見直しを検討する方向性を決定した。

大阪ウォーターフロント開発(株)	→→→→	課題整理 関係先との協議	資本的関与の見直し を検討することとした。	→→→→	【完了】 海遊館運営や築港地区再開発のコーディネーターの役割を行うため、団体を継続して活用する方向性を決定	海遊館のあり方や団体の将来のあり方など、幅広い観点から検討した結果、海遊館運営や築港地区再開発のコーディネーターの役割を行うため、団体を継続して活用する方向性を決定した。
------------------	------	-----------------	--------------------------	------	--	---

その他早期に見直しを行うべき団体

A 公益法人

1)統合	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
(財)大阪国際経済振興センター+(財)大阪市都市型産業振興センター	引き続き検討。	→→→→	【完了】 「中国ビジネス個別相談会」を両センターで共催するなど事業連携を実施。	/		「中国ビジネス個別相談会」を両センターで共催するなど事業連携を実施した。
2)その他	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
(財)大阪市交通局協力会→株式会社化の後、資本的関与のあり方検討	【完了】 H19.1.16 (株)大阪メトロサービスへ事業承継後、解散	/				平成19年1月に(株)大阪メトロサービスへ事業承継し、株式会社化した。

B 株式会社

1)資本的関与の見直し	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
(株)大阪鶴見フラワーセンター	引き続き検討。	→→→→	資本的・人的関与の見直しを検討することとした。	→→→→	【完了】 大阪府内の花き流通の拠点的地方卸売市場としての機能を担うため団体を継続して活用する方向性を決定	検討の結果、大阪府内の花き流通の拠点的地方卸売市場としての機能を担うため団体を継続して活用する方向性を決定した。
大阪地下街(株)	引き続き検討。	→→→→	資本的関与の見直しを検討することとした。	→→→→	【完了】 大阪・梅田駅周辺地域などの活性化に寄与するため引き続き団体を継続して活用する方向性を決定	検討の結果、大阪・梅田駅周辺地域などの活性化に寄与するため引き続き団体を継続して活用する方向性を決定した。
大阪市街地開発(株)	引き続き検討。	→→→→	資本的関与のあり方 を検討することとした。	→→→→	【完了】 地下街の防災機能維持・公共地下歩道の適正管理・地域振興を図るため、団体を継続して活用する方向性を決定	検討の結果、地下街の防災機能維持・公共地下歩道の適正管理・地域振興を図るため、団体を継続して活用する方向性を決定した。

(株)ユー・エス・ジェイ		【完了】 H18.3.31 本市出資比率低下 (13.0%)⇒関連団体へ	/				平成18年3月に本市出資率が20%未満に低下し、関連団体になった。(平成21年5月に全株式売却、同年6月に貸付金全額返済により関連団体の対象外となった。)
監理団体の見直し方針以外の削減団体(2団体)		～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
(株)大阪シティドーム		【完了】 H18.7.31 裁判所において更生計画の認可決定	/				平成18年7月に裁判所において更生計画の認可決定を受け、監理団体の対象外となった。
大阪中小企業輸入振興(株)		【完了】 H19.1.31 裁判所において破産手続の開始決定	/				アジア太平洋トレードセンター(株)へ事業承継後、平成19年1月に裁判所において破産手続の開始決定を受け、解散した。
「外郭団体等の改革推進について(平成21年3月)」の取組【平成21年度追加】		～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
(財)大阪城ホール	・株式会社化を念頭に、基本方針を決定し、法人形態の変更に向けた作業を行う	/		株式会社化を念頭に、基本方針を決定し、法人形態の変更に向けた作業を行うこととした。	株式会社化する基本方針決定	【完了】 平成23年4月の事業・財産の新会社への移管と株式会社化に向け、10月に受け皿となる株式会社を設立し、3月末に財団法人を解散	平成23年4月の事業・財産の新会社への移管と株式会社化に向け、10月に受け皿となる株式会社を設立し、3月末に財団法人を解散した。
(株)大阪メトロサービス	・地下鉄駅売店事業について、平成21年度中に一元化への目途を示す ・必要に応じて、資本的関与の見直しについて検討	/		地下鉄駅売店事業について、平成21年度中に一元化の目途を示し、必要に応じて、資本的関与の見直しについて検討することとした。	平成22年度中に地下鉄駅売店事業の一元化することとした。	【完了】 協議を重ねた結果、一部売店の平成24年度末までの閉鎖と、他の売店を買い取り、平成23年度から経営する方向性を決定	地下鉄駅売店事業の一元化の協議を重ねた結果、一部売店の平成24年度末までの閉鎖と、他の売店を買い取り、平成23年度から経営する方向性を決定した。

(財)大阪市都市建設技術協会	・整理・統合を図ることとし、平成21年度に整理・統合に向けたスケジュールを示す		整理・統合を図ることとし、平成21年度に整理・統合に向けたスケジュールを示すこととした。	平成22年度中に整理・統合することとした。	【完了】平成23年度に事業譲渡のうえ解散する方向性を決定	平成23年度に事業譲渡のうえ解散する方向性を決定した。
(財)アジア・太平洋人権情報センター	・補助金の見直しや職員の引き上げなど、平成20年度中に具体策を策定		【完了】具体策策定			平成20年度末をもって派遣職員及び補助金を引き上げた。
(財)大阪国際平和センター	・補助金の見直しや職員の引き上げなど、平成20年度中に具体策を策定 ・引き続き公的関与のあり方の見直しを検討		具体策策定。引き続き公的関与のあり方を見直す。	H21.4 補助金の半減・本市派遣職員の引き上げを完了	【完了】平和の尊さを訴える事業を実施するため、団体を継続して活用する方向性を決定	補助金の半減・本市派遣職員の引き上げを完了するとともに、平和の尊さを訴える事業を実施するため、団体を継続して活用する方向性を決定した。
(財)大阪市都市工学情報センター	・さらなる本市派遣職員の引き上げ ・新たな経営計画案の策定		さらに本市派遣職員の引き上げ、新たな経営計画案を策定することとした。	H21.4 本市派遣職員4名引き上げ	【完了】団体のあり方を検証し、団体の統合に向けた取り組みを行う方向性を決定	本市派遣職員を段階的に引き上げるとともに、団体のあり方を検証し、団体の統合に向けた取り組みを行う方向性を決定した。
大阪外環状鉄道(株)	・団体への関与のあり方について協議・検討		団体への関与のあり方について協議・検討することとした。	→→→→	【完了】大阪外環状線北区間の平成30年度の工事完了に向け、団体を継続して活用する方向性を決定	大阪外環状線北区間の平成30年度の工事完了に向け、団体を継続して活用する方向性を決定した。
(財)大阪21世紀協会	・解散を含めた団体のあり方の抜本的見直し		解散を含めた団体のあり方の抜本的見直しを行うこととした。	【完了】本市補助金・派遣職員引き上げ		平成21年度補助金・本市派遣職員の引き上げをもって「民主主体の自立化」を達成した。
(財)大阪市建築技術協会	・さらなる本市派遣職員の引き上げ ・団体の位置づけ、団体への委託のあり方について検討		さらなる本市派遣職員の引き上げ、団体の位置づけ、団体への委託のあり方について検討することとした。	→→→→	【完了】団体のあり方を検証し、団体の統合に向けた取り組みを行う方向性を決定	本市派遣職員を段階的に引き上げるとともに、団体のあり方を検証し、団体の統合に向けた取り組みを行う方向性を決定した。
(財)大阪港埠頭公社	・平成22年度を目途に株式会社化 ・その後(株)大阪港トランスポートシステムとの統合も視野に入れて検討		平成22年度中に全ての移行作業を行った上で、平成23年度当初に株式会社として業務開始し、その後(株)大阪港トランスポートシステムとの統合も視野に入れて検討することとした。	→→→→	【完了】10月に受け皿となる株式会社を設立し、指定会社への移行手続きを進め、平成23年4月に事業・財産を株式会社(指定会社)に承継して株式会社化した。今後、同様に株式会社化した神戸港埠頭公社との経営統合や、(株)大阪港トランスポートシステムとの統合に向けた検討・取り組みを行う方向性を決定	平成22年10月に受け皿となる株式会社を設立し、指定会社への移行手続きを進め、平成23年4月に事業・財産を株式会社(指定会社)に承継して株式会社化した。今後、同様に株式会社化した神戸港埠頭公社との経営統合や、(株)大阪港トランスポートシステムとの統合に向けた検討・取り組みを行う方向性を決定した。

監理団体の出資会社の見直し							5年間の取組成果
具体的取組内容・スケジュール		～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	
②	監理団体の出資会社(20%以上)8社について、団体の廃止や監理団体からの出資を引き上げるなど、その存続意義を精査しあり方を早急に見直すとともに、本市の関与の大きい関連団体(別表3)として、その決算状況などについて情報公開するよう指導する。						
1	オーエムエム・サービス(株) 本市の(株)大阪マーチャンダイズ・マートへの資本的関与の見直しに併せて検討する。	→→→→	→→→→	OMMの資本的関与の見直し状況に応じて対応することとした。	→→→→	【完了】 H22.4(株)大阪マーチャンダイズ・マートに統合	平成22年4月に(株)大阪マーチャンダイズ・マートに統合した。
2	(株)エーティーシーサービス 平成19年度末までに廃止	→→→→	【完了】 H19.10.31解散				平成19年10月に解散した。
3	大阪環境保全(株) 平成19年度末までに出資を見直す。	→→→→	【完了】 H20.3.28 監理団体の保有する株式の一部を売却				平成20年3月に監理団体が保有する株式の一部を売却した。
4	(株)大阪ハウジングサービス 平成20年までに株式の譲渡などにより整理	【完了】 H18.5.10株式譲渡				平成18年5月に株式を譲渡した。	
5	大阪地下街サービス振興(株) 平成18年度に本社、子会社双方における効率的な業務形態、処分の方法、形態について、整理、検討、19年度に実施に向けた協議、調整を行う。	引き続き検討。				→→→→	大阪地下街(株)と平成21年度統合することとした。
6	堂島地下街(株) 平成18年度に本社、子会社双方における効率的な業務形態、処分の方法、形態について、整理、検討、19年度に実施に向けた他の株主との協議、調整を行う。	引き続き検討。	→→→→	資本的関与の見直しを検討することとした。	→→→→	【完了】 平成23年度自立化による監理の必要性の見直しの方向性を決定	本市の出資がなく、本市からの派遣職員及び補助金等や競争性のない随意契約がないため、平成23年度自立化による監理の必要性の見直しの方向性を決定した。
7	大阪臨海サービス(株) 平成19年度末までに見直す。	→→→→	【完了】 19.6.30解散				平成19年6月に解散した。
8	南港航空貨物ターミナル(株) 平成17年度中解散に向け手続き中。	【完了】 H17.12.19解散	平成17年12月に解散した。				

大阪市の外郭団体一覧（72団体・平成23年7月1日現在）

監理団体（40団体）

○特例民法法人・（公益・一般）財団法人・
（公益・一般）社団法人・社会福祉法人・特別法法人

項番	団体名	出えん等 比率	所管名
1	(財)大阪国際交流センター	100.0	政策企画室
2	(財)大阪市女性協会	100.0	市民局
3	(財)大阪市都市工学情報センター	100.0	計画調整局
4	(社福)大阪社会医療センター	100.0	健康福祉局
5	(財)大阪市環境保健協会	100.0	
6	(財)大阪市救急医療事業団	100.0	
7	(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会	100.0	
8	(財)大阪市環境事業協会	100.0	環境局
9	大阪市住宅供給公社	100.0	都市整備局
10	(財)大阪市建築技術協会	100.0	
11	大阪市道路公社	100.0	建設局
12	(財)都市技術センター	100.0	
13	(財)大阪市消防振興協会	100.0	消防局
14	(財)大阪市教育振興公社	100.0	教育委員会 事務局
15	(財)大阪市博物館協会	75.0	ゆとりとみどり 振興局
16	(財)大阪国際経済振興センター	61.7	経済局
17	(財)大阪科学振興協会	50.0	ゆとりとみどり 振興局
18	(財)大阪国際平和センター	50.0	教育委員会 事務局
19	(公財)地球環境センター	37.1	環境局
20	大阪市信用保証協会	33.7	経済局
21	(財)アジア・太平洋人権情報センター	28.5	市民局

○株式会社

項番	団体名	出えん等 比率	所管名
1	(株)大阪城ホール	100.0	ゆとりとみどり 振興局
2	大阪港埠頭(株)	100.0	港湾局
3	交通サービス(株)	100.0	交通局
4	大阪運輸振興(株)	100.0	
5	(株)大阪メトロサービス	100.0	
6	(株)大阪水道総合サービス	100.0	水道局
7	(株)湊町開発センター	99.9	計画調整局
8	アジア太平洋トレードセンター(株)	99.9	経済局
9	クリスタ長堀(株)	99.9	建設局
10	(株)大阪港トランスポートシステム	69.6	港湾局
11	(株)大阪市開発公社	67.0	経済局
12	大阪港埠頭ターミナル(株)	54.2	港湾局
13	大阪地下街(株)	53.7	建設局
14	大阪港木材倉庫(株)	50.0	港湾局
15	大阪市街地開発(株)	44.6	都市整備局
16	大阪市商業振興企画(株)	40.0	経済局
17	大阪外環状鉄道(株)	28.7	計画調整局
18	(株)大阪鶴見フラワーセンター	25.5	経済局
19	(株)海遊館 【注】	25.0	港湾局

【注】大阪ウォーターフロント開発(株)は平成23年10月1日付で
(株)海遊館に名称変更しました。

報告団体（3団体）

項番	団体名	出えん等 比率	所管名
1	(財)大阪市農業センター	24.4	経済局
2	(財)国際花と緑の博覧会記念協会	24.0	ゆとりとみどり 振興局
3	(財)大阪観光コンベンション協会	21.3	

事業関連団体（29団体）

項番	団体名	出えん等 比率	所管名
1	(財)大阪バイオサイエンス研究所	19.3	健康福祉局
2	(財)大阪市都市型産業振興センター	12.6	経済局
3	(社福)大阪市社会福祉協議会	0	健康福祉局
4	(公社)大阪港振興協会	0	港湾局
5	(財)大阪市学校給食協会	0	教育委員会事務局
6	(社福)各区社会福祉協議会（24団体）	0	健康福祉局

(公財) … 公益財団法人	1団体	} 特 例 民 法 法 人
(公社) … 公益社団法人	1団体	
(一財) … 一般財団法人	0団体	
(一社) … 一般社団法人	0団体	
(財) … 財団法人	22団体	
(社) … 社団法人	0団体	
(株) … 株式会社	19団体	
(社福) … 社会福祉法人	26団体	
特別法団体	3団体	
合 計	72団体	

5 第三セクターの見直し

(2) 経営状況の深刻な第三セクターの経営改善策について

経営の継続が困難となった株湊町開発センター(MDC)、アジア太平洋トレードセンター株(ATC)、大阪ワールドトレードセンタービルディング株(WTC)、クリスタ長堀株(クリスタ)の4社については、特定調停が成立し(MDC・ATC・WTCは平成16年2月12日、クリスタは平成17年6月28日)、経営再建に向けて新たなスタートを切っている。

MDC・ATC・WTCの3社については、民間の経営ノウハウを持つ新社長のもとで、事業をより安定的に継続できるよう、厳格な収支見通しのもと新たな5年間の経営計画を策定し、さらなる経営改善に取り組んでいる。またクリスタについては、民間の経営手法を取り入れた経営のあり方を検討しているところである。

さらに、大阪市では外部の専門家を中心とする『大阪市特定団体経営監視委員会』を設置し、適切に経営状況を把握するとともに、必要に応じて助言・指導するなど、経営再建が着実に推進するよう監視体制を強化しており、今後とも、着実な経営再建に取り組んでいく。

【以下下線部分は平成20年度追加】あわせて、ATCとWTCについては、「大阪市特定団体再建検討委員会」を設置し、経営再建策及び財務リスクの処理の手法等について、検討を行っていく。

WTCについては、平成21年3月26日に大阪地方裁判所に対して、会社更生手続きの申立てを行い、同月31日には、同裁判所より更生手続き開始の決定が出された。【平成21年度追加】

WTCの処理については、平成21年12月に管財人から、WTCビルの大阪府への売却を基本とする更生計画案が裁判所に提出され、平成22年3月29日の関係人集会を経て、同日付で裁判所により認可決定された。これに伴い、平成22年5月の大阪府議会でWTCビルを取得する旨の議決を受けたうえで、WTCビルが大阪府に売却され、WTC社は7月31日に解散した。【平成22年度追加】

なお、経営の継続が困難となった株大阪シティドームについては、会社更生手続きを申立て(平成17年10月7日)、裁判所の監督の下で、透明性・公平性を確保しながら、事業の再建をめざしている。

具体的取組内容・スケジュール		～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果	
株湊町開発センター(MDC)	平成16年2月12日 特定調停の成立	「大阪市特定団体経営監視委員会」による経営監視を継続					「大阪市特定団体経営監視委員会」の助言と指導を受けながら、経営状況の監視を継続的に実施することができた。また、民間の経営ノウハウを持つ社長のもとで経営を行い、その状況を外部専門家が監査する体制を構築し、経営改善に取り組むことができた。	
アジア太平洋トレードセンター株(ATC)	平成16年2月12日 特定調停の成立	「大阪市特定団体経営監視委員会」による経営監視を継続					「大阪市特定団体経営監視委員会」の助言と指導を受けながら、経営状況の監視を継続的に実施することができた。また、「大阪市特定団体再建検討委員会」は、8回開催し、ATCについては新たな経営計画などを報告してきた。	
大阪ワールドトレードセンタービルディング株(WTC)		「大阪市特定団体経営監視委員会」による経営監視を継続		H20.1.30 大阪市特定団体再建検討委員会の設置 H20.2.27 大阪市特定団体再建検討委員会が中間とりまとめを提示	H20.8.8 大阪市特定団体再建検討委員会において、賃料訴訟の判決及び19年度決算の状況等を報告	H21.6.2 新たな経営計画を報告	「大阪市特定団体再建検討委員会」については、平成22年1月30日以降、委嘱をしておらず、特に開催の必要が生じた際、開催することとする。	
		「大阪市特定団体経営監視委員会」による経営監視を継続		H20.1.30 大阪市特定団体再建検討委員会の設置 H20.2.27 大阪市特定団体再建検討委員会が中間とりまとめを提示	府への売却を最優先に調整を続けてきたが、府議会での議決を得ることができず、府への売却は白紙に戻すこととした。 H21.3.26 会社更生手続申立	H22.3.29 WTCビルの大阪府への売却を基本とする更生計画が裁判所により認可決定された。	【完了】 H22.7.31解散 H23.1.31会社更生手続終結決定 H23.3.2清算終了	WTCについては特定調停以降、「大阪市特定団体経営監視委員会」を設置し経営再建に努めていたが、経営の継続が困難となったため、H21.3.26に会社更生手続きを申立て、管財人のもと手続きが進められた。 H22.3.29に更生計画が認可決定され、これに伴い、H22.7.31にWTC社は解散し、H23.3.2に清算終了した。 なお、WTCの処理に伴い、特定調停に基づく損失補償を履行した。
クリスタ長堀株	平成17年6月28日 特定調停の成立	「大阪市特定団体経営監視委員会」による経営監視を継続					平成18年7月に民間の経営手法を取り入れた経営計画を策定して経営体制を構築し、「大阪市特定団体経営監視委員会」による経営監視を継続して行った。	
株大阪シティドーム	平成17年10月7日 会社更生手続きの申立て	【完了】 H19.1.5 会社更生手続終結					平成17年10月7日に会社更生手続きの申立てを実施して以降、会社更生手続きを進め、平成19年1月5日に手続きが終結した。	

5 第三セクターの見直し

(3) 地方公社の経営健全化について

具体的取組内容		スケジュール	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果(見込み)	
経営改善計画策定委員会の設置 監理団体改革基本方針に基づき、3公社の今後の業務ニーズや経営予測を行い、将来的な役割等を検討し、これからのあり方を含む経営改善計画を策定することを目的として、各公社について「経営改善計画策定委員会」を設置した。									
①	大阪市住宅供給公社	大阪市住宅供給公社経営改善計画策定委員会が経営改善計画を策定	平成17年10月	【完了】H17.10 大阪市住宅供給公社経営改善計画策定委員会が経営改善計画を策定同委員会を経営監理委員会に改組し、経営改善の進捗や財務状況の監理を行う	H19.8 大阪市住まい公社経営監理委員会において、これまでの経営改善の進捗や財務状況の監理を行う	H20.12 大阪市住まい公社経営監理委員会において、これまでの経営改善の進捗や財務状況を確認の上、第2次経営改善プログラムを策定	H21.9 大阪市住まい公社経営監理委員会において、平成20年12月に策定された第2次経営改善プログラムの進捗状況の監理を行う	H22.9 大阪市住まい公社経営監理委員会において、平成20年12月に策定された第2次経営改善プログラムの進捗状況の監理を行う	平成17年度に策定された18～20年度を重点期間とする「大阪市住宅供給公社経営改善計画」での目標は、概ね達成できた。平成20年度には、平成23年度までを重点期間とする「第2次経営改善プログラム」を策定し、経営改善に継続して取り組んでおり、大阪市住まい公社経営監理委員会において、経営改善の進捗や財務状況の確認を行っている。
	大阪市土地開発公社	委員会において検討を早急に進め、改善計画を取りまとめる。	平成17年度中	【完了】H18.3 大阪市土地開発公社経営改善計画策定委員会が経営改善計画を策定				大阪市土地開発公社については、経営改善計画策定委員会の提言を踏まえ行動計画を策定し具体的な取組を行うことができた。	
	大阪市道路公社			【完了】H18.3 大阪市道路公社経営改善計画策定委員会が経営改善計画に対する提言を策定					
②	情報公開 地方3公社は、本市の事務事業の一部を補完又は分担し、市政の重要な一翼を担っていること、理事長等の最高責任者が市長によって任命されていること、また、本市が出資金等を出資していることなどを考慮して、大阪市情報公開条例を改正し、公文書の公開等を実施する機関に加えた。(平成17年5月)		【完了】 H17.5 条例制定				平成17年5月に大阪市情報公開条例を改正し、公文書の公開等を実施する機関に加えた。		

具体的取組内容		スケジュール	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果(見込み)
③ 大阪市住宅供給公社								
	賃貸住宅事業	賃貸住宅における入居促進や、建替予定のため貸付停止中の空家の有効活用等により、収益性を高める。(年間約1億1千万円)	H17.11 ・貸付停止中の空戸を活用して、定期借家方式・セルフメイド方式による入居者募集を実施(H18.3追加実施) H17.11 ・既存入居者向けの勉強部屋・トランクルームの募集 <H18末時点の契約数> セルフメイド73戸 勉強部屋23戸 トランクルーム14戸	引き続き実施 <H19末時点の契約数> セルフメイド73戸 勉強部屋23戸 トランクルーム13戸	引き続き実施 <H20末時点の契約数> セルフメイド72戸 勉強部屋22戸 トランクルーム14戸	引き続き実施 <H21末時点の契約数> セルフメイド78戸 勉強部屋22戸 トランクルーム13戸	引き続き実施 <H22末時点の契約数> セルフメイド79戸 勉強部屋18戸 トランクルーム16戸	賃貸住宅における入居促進や建替予定のため貸付停止中の空家の有効活用等により収益性を向上させることができた。(H22はH16比約8,900万円増)
		民間すまいりんぐの入居促進やオーナーとの契約家賃の引き下げ等により、収益の改善を図る。(年間約1億6千万円)	平成17年度 ・3月末の空家数 187戸 ・平均入居率 94.0% ・契約家賃の引き下げ13団地532戸で実施 平成18年度 ・3月末の空家数 174戸 ・平均入居率 94.5% ・契約家賃の引き下げ6団地246戸で実施	平成19年度 ・3月末の空家数 174戸 ・平均入居率 94.7% ・契約家賃の引き下げ23団地1,050戸で実施	平成20年度 ・3月末の空家数 172戸 ・平均入居率 94.2% ・契約家賃の引き下げ5団地357戸で実施	平成21年度 ・3月末の空戸数 139戸 ・平均入居率 93.7%	平成22年度 ・3月末の空戸数 172戸 ・平均入居率 95.3% ・契約家賃の引き下げ5団地203戸で実施	平成16年度の年度末における平均入居率90.5%を、平成22年度平均で95.3%の入居率まで改善することができた。 民間すまいりんぐの入居促進やオーナーとの契約家賃の引き下げ等により、収益を改善させることができた。(H22は、H16比約2億6,200万円の改善)
		民間すまいりんぐについて、引き続き、国に制度改正を要望する。	他の住宅供給公社とともに国に対して要望書を提出	他の住宅供給公社とともに国に対して要望書を提出	他の住宅供給公社とともに国に対して要望書を提出	他の住宅供給公社とともに国に対して要望書を提出	【完了】 他の住宅供給公社とともに国に対して要望書を提出。継続して要望してきたこともあり、入居資格要件・特優賃の用途廃止要件等の一部緩和が実現した。	継続して要望してきたこともあり、入居資格要件・特優賃の用途廃止要件等の一部緩和が実現した。 なお、平成22年度の要望書を提出した際に、国として特優賃の問題に対応する制度を一定整理したとの見解を示されたことから、平成23年度より要望を中止することとなった。
保有用地の売却	馬池西、長吉出戸の保有用地(約13億7千万円)及び法円坂の建替余剰地(約101億円)を早期に売却する	H18.3までに馬池西及び長吉出戸の2用地を民間事業者へ、法円坂用地の一部を大阪市に売却	早期の余剰地売却に向けて、法円坂住宅の建替事業を進めた。(建替完了後に余剰地を売却)	早期の余剰地売却に向けて、法円坂住宅の建替事業を進めた。(建替完了後に余剰地を売却)	早期の余剰地売却に向けて、法円坂住宅の建替事業を進めた。(H22.3着工)(建替完了後に余剰地を売却)	早期の余剰地売却に向けて、法円坂住宅の建替事業を進めた。(H23.10完成予定)(建替完了後に余剰地を売却)	用地売却の実績をあげることができた。 長吉出戸(H17.11)311百万円、馬池西(H18.3)1,221百万円、法円坂(H18.3)754百万円	

具体的取組内容		スケジュール	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果(見込み)
人件費の削減	役員数の見直しや、希望退職の勧奨、人材派遣会社からの派遣職員の活用等により、人件費を平成20年度までに20%削減する。	平成20年度までに	平成17年度 ・公社固有職員▲13名 平成18年度 ・公社固有職員▲5名	平成19年度 ・公社固有職員▲2名	耐震改修などの業務量の増加に対応しながら、人件費の削減を図った。			
人件費の削減	【平成21年度修正】 役員数の見直しや、希望退職の勧奨、人材派遣会社からの派遣職員の活用等により、人件費を平成21年度までに20%削減する。	【平成21年度修正】 平成21年度末までに				【完了】 地域防犯カメラ制度の受付・審査等の業務量の増加に対応しながら、20%削減の目標を達成した。		人件費の削減を図り、平成21年度には16年度比約1億4,400万円を削減し、20%削減を達成することができた。
出資会社の整理	出資会社である株大阪ハウジングサービスを平成20年度までに整理する。	平成20年度までに	【完了】H18.5 公共性・公益性を有する企業を対象とした入札により株式譲渡を実施					平成18年5月に株式譲渡を実施、整理を完了することができた。
借入金の圧縮	保有用地等の売却(約118億円)や基金の取崩し(約15億円)により、借入金の圧縮を図る。		平成17年度 ・改善計画に基づく繰上償還 ▲50.58億円(内訳:大阪市借入金▲35.58億円 住宅金融公庫融資▲15億円) ・上記のほか、定期償還(預託金除く)▲6.24億円、改善計画外の繰上償還▲0.17億円を実施 平成18年度 ・定期償還(預託金除く)▲6.23億円、改善計画外の繰上償還▲81.09億円を実施	平成19年度 ・定期償還(預託金除く)▲6.36億円、改善計画外の繰上償還▲0.15億円を実施	平成20年度 ・定期償還(預託金除く)▲6.78億円、改善計画外の繰上償還▲0.20億円を実施	平成21年度 ・定期償還(預託金除く)▲6.94億円、改善計画外の繰上償還▲0.14億円を実施	平成22年度 ・定期償還(預託金除く)▲6.60億円、改善計画外の繰上償還▲0.24億円を実施	平成18年度(平成17年度含む)～平成22年度 繰上償還額▲50.58億円 (住宅金融支援機構▲15億円、大阪市▲35.58億円) 改善計画外の繰上償還▲81.99億円 (大阪市▲81.99億円) 定期償還額▲39.15億円
受託事業	事業の重要性を考慮しつつ、大阪市からの受託費の総額を平成19年度までに30%削減する。	平成19年度までに	平成17年度 ・契約額▲6.2%(H16比) 平成18年度 ・契約額▲14.8%(H16比) (決算ベース)	【完了】 平成19年度 ・契約額▲36.2%(H16比) (当初契約ベース)				平成19年度に、受託額の削減額を平成16年度と比較して36.2%減少させることができた。

	具体的取組内容	スケジュール	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果(見込み)	
④ 大阪市土地開発公社	今後のあり方については、廃止も念頭におき検討を行っている。	【平成18年度追加】 (行動計画における基本方針) 大幅な組織の縮小を図るとともに、現 行業務の見直しを図り、収支均衡の回 復を図る。	【平成18年度追加】 平成22年度までに	H19.2「経営改善計画に 基づく行動計画」を策定 平成18年度 ・公社固有職員 ▲12名	計画に基づく経営改善 の推進 ・公社固有職員 ▲1名 ・大阪市派遣職員の引 きあげ ▲1名(大阪市 派遣職員 1名)	計画に基づく経営改善 の推進 ・大阪市派遣職員の引 きあげ ▲1名(大阪市 派遣職員 0名)	計画に基づく経営改善 の推進 ・公社固有職員 ▲3名	【完了】 ・公社固有職員 ▲8名 ↓ H23.3.31解散	平成23年3月31日付で国の認可を受 け、政令市で初めて土地開発公社を解 散できた。 抜本的な組織の見直し実績 公社固有職員 H18年度当初:24名→H22年度末:0名 大阪市派遣職員の引き上げ H18年度当初:2名→H19年度末:0名
		今後のあり方については、廃止も念頭 におき検討を行っている。	【平成18年度追加】 平成23年度までに	H19.2「経営改善計画 に基づく行動計画」を策 定	計画に基づく経営改善 の推進	計画に基づく経営改善 の推進	計画に基づく経営改善 の推進		
	↓								
	今後のあり方については、廃止も念頭 におき検討を行っている。	【平成22年度修正】 平成22年度9月末ま までに						【完了】 H22.9 ・団体の解散 政策会議で公社の早 期解散方針を決定 ↓ H23.3.31解散	
長期保有土地について は、総務省の「土地開 発公社経営健全化対 策」を活用し、健全化期 間の平成18～22年度 までの5カ年間の解 消を図る。	【平成18年度追加】 (行動計画における基本方針) 総務省通知に基づく、健全化計画によ り、長期保有土地の大幅な縮減を図 る。	【平成18年度追加】 平成22年度までに	H18.3 大阪市土地開発 公社経営改善計画策定 委員会が「経営改善計 画」を策定 H18.6 総務省より経営 健全化団体に指定(健全 化計画) H19.2「経営改善計画に 基づく行動計画」を策定 ・平成18年度再取得額約 129億円	計画に基づく再取得に より削減を実施 ・平成19年度再取得額 約234億円	計画に基づく再取得に より削減 ・平成20年度再取得額 約146億円	計画に基づく再取得に より削減を実施	【完了】 ・長期保有土地の解消 第三セクター等改革 推進債等を活用し、全 て解消	第三セクター等改革推進債等を活用し、 全ての長期保有土地を解消できた。 実績 H18年度当初簿価:901億円 →H22年度末:0円	
土地造成事業について は、本市公共事業での 活用や早期の事業化 等を進める。	【平成18年度追加】 (行動計画における基本方針) 各地区の処理、大阪市貸付金の処理 を早期に行い、土地造成事業の早期 収束を図る。	【平成18年度追加】 平成19年度までに	H19.2「経営改善計画に 基づく行動計画」を策定 H17年度 CIT事業用地 の処分 ・中島地区(売却額約1億 円) H18年度 CIT事業用地 の処分 ・泉尾地区(売却額約5億 円)	CIT事業用地の処分 ・島屋地区(売却額約 18億円) ・中島地区(売却額約 62億円)	【完了】 市貸付金の処理 ・大阪市貸付金約146 億円、内約102億円公 社返済、残り約43億円 大阪市が公社に対し債 権放棄 ※計数はそれぞれ四 捨五入しているため、 結果において一致し ない。			土地開発公社については、経営改善計 画策定委員会の提言を踏まえ行動計画 を策定し具体的な取組を行うことがで きた。 ・提言を踏まえた行動計画に基づく取 組(19年2月～) 土地造成事業の早期収束 CIT事業の収束(20年9月)	

	具体的取組内容	スケジュール	～18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果(見込み)
⑤	大阪市道路公社							
	<p>公社駐車場の役割と必要性については、平成18年度から始まる民間活用による放置駐車取締りの受け皿など、一定必要な公共財としての機能を考えて、検討を行っている。</p>	【平成18年度追加】平成19年度中に経営改善計画の策定	駐車施策の観点からの検証	H20.3 検証を踏まえて経営改善計画を策定	経営改善計画の実施	→→→→	→→→→	<p>道路公社経営改善計画策定委員会において、駐車施策の観点・本市の財政的負担の観点から議論・検討した結果、策定された道路公社経営改善計画に対する提言をもとに、市としての経営改善計画を策定・実行することにより、道路公社の経営健全化を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土佐堀地下駐車場建設資金の繰上償還補助の実施(平成20、21年度) ・市中銀行借入金の利子補給補助を実施(平成20年度～) ・高架下駐車場の一元管理による収支改善を実施(平成21年度～)
	<p>道路公社債務の大阪市への引継については、市の支援策も見据えた長期収支シミュレーションを行うなど、検討を行っている。</p>	【平成18年度追加】平成19年度中に経営改善計画の策定	本市の財政的負担の観点からの検証	H20.3 検証を踏まえて経営改善計画を策定	経営改善計画の実施	→→→→	→→→→	

6 給与制度の抜本的な見直し

(1) これまでの取組（集中改革プラン以前の取組）

①	給与カット	平成15年1月～平成15年3月：給料、調整手当、期末手当3～5% 平成15年4月～平成15年12月：給料、期末勤勉手当 3～5% 平成16年1月～平成17年3月：給料、期末勤勉手当 1～5% 平成17年4月～平成17年11月：給料 2～6%
②	定期昇給の延伸	平成12年4月～：課長代理級以上の職員 12月延伸(6月延伸を2回) 平成15年4月～：課長代理級の職員 6月延伸の追加 平成15年4月～：係長級以下の職員 12月延伸
③	特別昇給の停止	平成12年4月～平成15年3月：課長代理級以上の職員を対象
④	特殊勤務手当の一部廃止及び支給範囲の見直し	平成11年度～平成16年度：53手当 ⇒ 35手当 平成17年4月には2種類の手当を廃止し、現在33種類
⑤	高齢職員の昇給停止年齢の引き下げ	平成14年4月～：昇給停止年齢を1歳引き下げ(60歳 ⇒ 59歳)
⑥	初任給基準の抑制及び引き上げ	平成8年4月～：大卒新規採用者の初任給月額額の抑制 平成16年4月～：全学歴初任給基準1号給の引き下げ
⑦	管理職手当の見直し	平成17年4月～：係長級の管理職手当を廃止、課長代理級以上職員の管理職手当を10%カット 平成17年12月～：管理職手当を役職ごとに一定額削減
⑧	退職手当支給率の引き下げ	政令指定都市において、唯一他都市に先駆け、平成15年度末退職者より実施。 平成16年3月～：最高支給率 62.7月 ⇒ 60.99月(△1.71月、△2.7%) 平成17年3月～：最高支給率 60.99月 ⇒ 59.28月(△1.71月、△2.8%)
⑨	退職時特別昇給の廃止	平成16年5月：廃止

6 給与制度の抜本的な見直し

(2) 基本的考え方、(3) 具体的方策									
	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果	
①	<p>級別標準職務表の見直し</p> <p>大阪市の級別標準職務表では、行政職給料表5級に係長と係員が、また、7級に課長と課長代理が並存するなど、地方公務員法で定められている「職員の給与は職務と責任に応ずるものでなければならない」とする「職務給の原則」が徹底されていない一面がある。</p> <p>大阪市の級別標準職務表は、これまで、昇任、昇格制度の基礎として、職員の士気を高揚し、また、職員の労苦に報いるための役割を果たしてきたところであるが、極めて厳しい財政状況のもと、本市においても民間と同様、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と勤務実績を十分に反映し得る給与システムを構築することが不可欠である。</p> <p>こうした観点から、「職務給の原則」を徹底するため、級別標準職務表の見直しを実施する</p>	遅くとも平成18年度に制度設計を行い、平成19年度から実施	【完了】 H19.3条例改正					一つの補職・職責に対して一つの級とするよう級別標準職務表及び昇格基準を見直し、職務と責任に応じた職務給の原則を徹底することができた。	
②	<p>給料表の構造の見直し</p> <p>本市の現行の給料表は年功的な体系となっており、昇格しないとしても相当の水準に達することができるような号給の設定が行われ、上下の職務の級間での水準の重なりも大きいものとなっている。</p> <p>こうした年功的な要素が強い給料表の構造を見直し、職務・職責に応じた構造への転換を図る観点から、職務の級間の給料表水準の重なり縮小、枠外昇給制度の廃止などの措置を講じる</p>	遅くとも平成18年度に制度設計を行い、平成19年度から実施	【完了】 H19.3条例改正						給料表上異なる級間の給料水準の重なる縮小措置、給料表における各級に最高額に達した以降の昇給廃止により、職務・職責に応じた給料表の構造の見直しを図ることができた。
③	<p>勤務実績の給与への反映</p> <p>勤務実績に基づく処遇の推進は、公正な処遇を確保し、職員がその意欲と能力を最大限に発揮していくために重要である。こうしたことから、本市においても、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し評価できる新たな人事評価制度の整備と併せ、個々の勤務実績を反映した昇給制度及び勤労手当の成績率を導入する。</p>	遅くとも平成18年度に制度設計を行い、平成19年度から実施	<p>勤労手当への成績率の導入については、課長代理以上の職員にH18.12より実施済み</p> <p>査定昇給制度については、H19.4実施に向けて給与条例の改正済み</p>	<p>【完了】 係長級以下の職員の成績率の導入については、人事委員会勧告による増分0.05月を活用し19年12月の精算分より実施(20年3月精算)</p> <p>【完了】 査定昇給制度については、初回の昇給日であるH20.1に遡及して実施(20年3月精算)</p>					勤労手当への成績率と査定昇給制度を導入することにより、従前に比べ、より勤務実績を反映した給与制度に改善することができた。

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
④	<p>特殊勤務手当、給料の調整額の見直し</p> <p>個々の手当や調整額の支給理由、勤務実態等について全般的な精査を行い、かつては著しい特殊性が認められた勤務や職であっても、技術の進歩による勤務態様の変化など社会情勢の変化に伴い特殊性が薄れているものや、他の手当等と支給が重複しているもの、また、国や他都市、民間企業の支給状況と比較して均衡を欠くものなどについて見直しを図り、制度本来の趣旨に沿った形とする。 著しい特殊性が認められるか、重複しているか、支給方法は適切か、金額は妥当か、という点を基準として、見直しを行う。</p>	平成17年度から制度設計を進め、平成18年度から実施	<p>【完了】 H18.4.1実施 一般行政費会計予算見直し前(H18年度想定額)8,221,215千円 見直し後(H18年度予算額)3,877,498千円</p>	/				<p>社会情勢や勤務環境の変化を勘案し、特殊勤務手当及び給料の調整額の妥当性を精査し、抜本的な見直しを行うことにより、人件費抑制効果を得ることができた。</p> <p>【特殊勤務手当数】 38手当(H17) ⇒ 22手当(H22) 【支給額】 57億円(H17決算) ⇒ 14億円(H22予算)</p>
⑤	<p>早期退職による退職手当の加算率の改正</p> <p>本市の早期退職制度は、55歳以上で年度末に退職する職員が対象で、これによる退職手当の加算率は、58歳時点での退職による加算が最も高い率となっている(勤続35年以上で給料月額9月分)。今後、国や他都市のように、組織の新陳代謝を促すために対象年齢層を引き下げ、退職時年齢が低い職員に対してより高い率を設定した加算制度を導入するとともに、対象年齢を国並みの50歳以上とすることや、特定期間についてはより効果的な加算制度を適用する等の策を講じる。</p>	平成18年度から実施	<p>【完了】 H18.10条例改正</p>	/				<p>退職手当の早期退職特例加算制度の年齢を55歳以上から50歳以上へ引き下げ、加算割合についても50歳を20%とし、以降1歳上がるごとに2%ずつ逡減させるとともに、高い加算率の効果的な組み合わせにより、早期退職を促す制度とすることができた。</p>
⑥	<p>給与の支給状況の公表</p> <p>給与制度全般についての透明性を確保し、市民の理解と納得を得るため、給料表のほか、諸手当の種類、支給額や支給要件、また、査定昇給の実施状況など、給与制度全般について、現在国が構築中の新しい公表システムに従って、市民にわかりやすく公表する。</p>	平成17年度から実施	<p>【完了】 H19.2.1</p>	/				<p>給与制度全般について、平成17年度に改正された国の公表システムに従って公表内容を拡充させたことにより、透明性を高めることができた。</p>

7 経費削減の取組

(1) 身の丈に合わせた経常経費の圧縮							
	具体的取組内容・スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
	身の丈(行政コスト/市税の比率)を見て、当面5年間は削減困難な扶助費・公債費等を除いた経常経費(人件費2,914億円、経常的施策経費及び管理費1,770億円)について2割削減(▲900億円)。	▲3.9% ▲177億円(達成率20%) ・人員見直し(▲554人)等による人件費の削減 ・指定管理者制度導入による施設管理費の削減など	▲3.2% ▲146億円(達成率36%)	▲4.9% ▲220億円(達成率60%)	▲4.4% ▲200億円(達成率83%)	【完了】 ▲4.1% ▲184億円(達成率103%)	経常経費について、削減目標額900億円に対して、927億円(達成率103%)を削減し、目標を上回って達成した。
(2) 新手法による投資的経費の追加的圧縮							
	具体的取組内容・スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
	公共事業費は新規事業から維持管理中心へ質的転換し、必要なものに限定する。また、民間企業やNPO等の活用並びに公募型競争入札等によるコストの圧縮など、5年間で▲1,100億円圧縮。	▲515億円(達成率47%)	▲115億円(達成率57%)	▲378億円(達成率92%)	【完了】 ▲149億円(達成率105%)	▲345億円(達成率137%)	投資的経費について、削減目標額1100億円に対して、1502億円(達成率137%)を削減し、目標を上回って達成した。
	※監理団体(66)への委託料は、監理団体評価委員会の報告に基づき、指定管理者制度の導入や契約手法の見直し等により、平成16年度予算比 3割削減の▲280億円(約934億円→約654億円)。	▲197億円(達成率70.3%) (平成17年度▲57億円)	【完了】 ▲139億円	▲119億円	▲5億円	▲34億円 (累計▲551億円(達成率197%))	監理団体への委託料について、削減目標額280億円に対して、551億円(達成率197%)を削減し、目標を上回って達成した。
(3) 一般会計からの繰出の見直し							
	具体的取組内容・スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
	当面3年間で一般会計繰出金のうち、公債費や保険給付関係など削減困難な繰出額を除いた額(830億円)について3割削減(▲250億円)。	▲145億円(達成率58%) ・高速鉄道事業会計繰出金の減など	【完了】 ▲209億円	37億円	▲13億円	40億円 (累計▲290億円(達成率116%))	特別会計繰出し金について、削減目標額250億円に対して、290億円(達成率116%)を削減し、目標を上回って達成した。
(4) 公債(除く臨時財政対策債等)発行の削減(⑰1,514億円→800億円)							
	具体的取組内容・スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
	大阪市における都市インフラは既に成熟しており、平成4年度以降景気対策の観点もあり事業を前倒して進めてきたと認識していることから、当面の目標(5年後)を平成4年度以前の公債発行の水準800億円(S62～H3年度平均)とする。	▲347億円(達成率49%)	▲70億円(達成率58%)	▲167億円(達成率82%)	▲120億円(達成率99%)	▲153億円(達成率120%)	公債発行について、削減目標額714億円に対して、857億円(達成率120%)を削減し、目標を上回って達成した。

(5) 歳入確保策

具体的取組内容・スケジュール		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
①	市税や住宅使用料など未収額の圧縮に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・処理段階別滞納整理の促進 ・インターネット公売の活用による差押財産の換価処分の促進 ・市営住宅使用料の悪質な滞納者に対し、弁護士等を活用した法的整理の実施 など	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料徴収体制の強化(徴収嘱託員による訪問督促等をモデル実施) ・市営住宅使用料の滞納整理強化(債権回収専門の弁護士等の活用) ・コンビニエンスストア収納の実施(軽自動車税、国民健康保険料など) ・(仮称)市債権特別整理チームの設置に向けた検討調査 など	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)大阪市債権回収対策会議の設置 ・(仮称)市債権回収特別チームの設置 ・納税推進のための民間オペレーターを活用 ・コンビニエンスストアでの収納の拡充 ・国民健康保険料徴収体制の強化(訪問徴収業務等の一部を民間委託、滞納整理指導員の導入など) など	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育料徴収体制の強化(嘱託職員による保育所への巡回徴収の実施など) ・長寿医療(後期高齢者医療)保険料徴収体制の強化(コールセンター(民間業者)での納付勧奨の実施) など	<ul style="list-style-type: none"> ・市債権回収特別チームにおける債権回収において、積極的な回収に努めた結果、当初設定した20年度から3年間の当初徴収目標額4億円を上回る4億7千万円を確保できる見込みとなった。 ・市営住宅使用料の滞納整理強化 ・生活保護費返還金徴収体制の強化(嘱託職員の活用により債権管理事務を適正化) など	<p>約799億円の未収金(17年度決算等時点)を約642億円(23年1月末時点)に圧縮することができた。</p> <p>・未収金の推移(億円) 項目[17年度決算等時点/23年1月末時点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 [332/235] ・国民健康保険料[307/265] ・住宅使用料 [28/16] ・保育所保育料 [20/11] ・介護保険料 [18/19] ・その他の債権 [94/96] ・全体 [799/642] <p>市債権回収特別チームの徴収実績 約5億2,600万円 (20年4月～23年3月末見込み)</p>
②	市税事務所構想の具体化など、効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市税事務所の開設準備 ・保育所保育料徴収嘱託員を雇用(5名)し、徴収体制を強化 など	H19.10.9 <ul style="list-style-type: none"> ・市税事務所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市税事務所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・市税事務所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・市税事務所の運営 	<p>24区役所の税務担当課を7箇所の市税事務所に集約することによる事務の効率化で約▲300人の見直しを図るなど、効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営を図ることができた。また、収納率等を改善できた。</p> <p>収納率(徴収率)の改善状況 [項目] [18年度/22年度(見込み)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 [95.1%/95.3%] ・国民健康保険料[82.9%/84.3%] ・住宅使用料 [98.6%/99.3%] ・保育所保育料 [94.8%/96.8%] ・介護保険料 [95.6%/97.1%]

